

最終案

南箱根ダイヤランド業務委託契約書 《土地のみの区画》

この契約書は「土地のみの区画」所有のお客様用です。
この契約は選択制になっております。

南箱根ダイヤランド株式会社

南箱根ダイヤランド業務委託契約書《土地のみの区画》

締結日 平成 年 月 日

甲 〒 -

住所

フリガナ

氏名

TEL1

甲 〒 -

住所

フリガナ

氏名

TEL

乙 〒419-0106

静岡県田方郡函南町平井1740番地の227

南箱根ダイヤランド株式会社

代表取締役 柴田 稔

①表示不動産

区画番号 -

所在地

②業務委託費

金額 円

消費税 円

合計金額 円

第1条〔契約の締結〕

甲が乙と別途南箱根ダイヤランド環境整備契約（以下「環境整備契約」という。）を締結していることを前提として、乙は、甲からの委託に基づき、業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第2条〔契約期間〕

本契約期間は、本契約書締結の日から満3か年間とする。ただし、甲が期間満了の2か月前までに書面により更新拒絶の通知をしないときは、同一の条件で本契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条〔乙が行う受託業務の内容〕

- ① 表示不動産内の杭等境界標の異常を発見した場合の応急措置と甲への報告。
 - ② 表示不動産内の樹木・擁壁・石積などの異常を発見した場合の応急措置と甲への報告。
- （注）各受託業務の詳細は別表に記載。

第4条〔乙の義務〕

- 1 乙は、常に善良な管理者としての注意をもって、誠実に受託業務を行わなければならない。
- 2 甲から苦情の申入れがあった場合、乙は、誠実にその対応と処理をしなければならない。

第5条〔業務委託費〕

- 1 甲は、別表の基準により算出した業務委託費を支払うことを承諾し、乙に対する環境整備費に加算して支払うものとする。
- 2 業務委託費の支払時期、支払方法、遅延損害金は、乙との環境整備契約に定めるところによる。

第6条〔契約の変更〕

乙は、甲と協議の上、受託業務の内容及び業務委託費の額を変更することができる。

第7条〔免責事項〕

乙は、以下の災害、事故により甲が被った損害について、その責を免れるものとする。

- ① 天災地変等不可抗力による災害。
- ② 甲の責任による事故。
- ③ 乙の通常の注意をもってしても防止できない不測の事故。

第8条〔業務の再委託〕

乙は、受託業務の一部を第三者に委託することができる。

第9条〔契約の終了〕

本契約は、以下の事由により終了する。

- ① 甲が2か月前に書面により解約を申し入れたとき。
- ② 甲と乙との間で締結した環境整備契約が終了したとき。
- ③ 甲が死亡したとき。

第10条〔法人の場合の契約の承継〕

合併、会社分割等により表示不動産を取得した者は、合併、会社分割等が成立した時に当然、甲の本契約上の地位を承継するものとする。

第11条〔契約の解除〕

甲が以下の各号のいずれかに該当した場合、乙は、通知催告の上本契約を解除することができる。

但し、第2号及び第3号は甲が法人である場合のみ適用する

- ① 甲が業務委託費の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
- ② 甲が手形取引交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 甲が破産手続開始、民事再生、会社更生の申立をなし、又はその申立を受けたとき。
- ④ 甲又は乙の言動等により、お互いの信頼関係が失われたと認められるとき。

第12条〔合意管轄〕

本契約について紛争が生じた場合、乙の本店所在地の裁判所をもって、調停事件及び訴訟事件の管轄裁判所とする。

別表 受託業務の内容（第3条）

分類	項目	業務概要	委託費
土地のみの区画	処置と報告	全体環境整備巡視等の業務においてお客様所有地内に以下の事由が発生していることを発見した場合の応急処置、行政機関との対応と甲への報告 ・杭等境界標、樹木・垣根・擁壁・石積・排水管の異常 ・敷地陥没・湧水・土砂崩れの発生 ・不法使用・無断通行 ・事故（火災、がけ崩れ）が発生した場合のFax等による甲への緊急報告	1,500円 (年間)

消費税は別途加算致します